

## 南知多町就学援助費事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童又は生徒の保護者(同法第16条に規定する保護者をいう。)その他の児童又は生徒の就学に要する経費を負担する者(以下「保護者等」という。)に対し、必要な援助を与えることにより義務教育の円滑な実施に資するため、南知多町が行う援助(以下「就学援助」という。)について必要な事項を定めるものとする。

### (援助対象者)

第2条 就学援助の対象となる者は、南知多町に住所を有し、南知多町立の小学校又は中学校に在学する児童又は生徒の保護者等で、次のいずれかに該当する者から南知多町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認定する。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項の規定による要保護者(以下「要保護者」という。)

(2) 次のいずれかに該当し、かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者(生活保護法による保護の基準(所得)の1.3倍未満の世帯とし、以下「準要保護者」という。)

ア 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

(ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

(イ) 南知多町税条例(昭和37年条例第4号。以下「町税条例」という。)第26条に基づく町民税の非課税

(ウ) 町税条例第49条に基づく町民税の減免

(エ) 愛知県県税条例(昭和25年条例第24号)第42条の40に基づく個人の事業税の減免

(オ) 町税条例第65条に基づく固定資産税の減免

(カ) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免

(キ) 南知多町国民健康保険税条例(昭和36年条例第24号)第26条に基づく国民健康保険税の減免又は徴収の猶予

(ク) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に基づく児童扶養手当の支給

(ケ) 生活福祉資金貸付制度による貸付け

イ ア以外の者で、次のいずれかに該当する者

(ア) 保護者等が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

(イ) 保護者等の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者

(ウ) PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者

(エ) 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者等の生活状態が極めて悪いと認められる者

(オ) 経済的な理由による欠席日数が多い者

(カ) その他経済的に困窮しており、就学に支障があると認められる者

2 上記、いずれの場合も、同居する同一世帯内のすべての人の収入を審査の対象とすること。

(援助費目及び支給額)

第3条 要保護者及び準要保護者（以下「要保護者等」という。）として認定された者に対し、次の費目を予算の範囲内で援助することとし、支給額は毎年度教育長が定める。

(1) 学用品費等

ア 学用品費

児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験、実習材料を含む。）又はその購入費

イ 通学用品費

児童又は生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き、帽子等）又はその購入費

(2) 校外活動費（宿泊を伴わないもの）

児童又は生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学科

(3) 校外活動費（宿泊を伴うもの）

児童又は生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学科並びに参加した児童生徒の保護者等が宿泊を伴う校外活動に要する経費として均一に負担すべきこととなる宿泊費等

(4) 修学旅行費

修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者等が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行障害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金

(5) 新入学児童生徒学用品費

新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品、通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き）又はその購入費

(6) 学校給食費

児童又は生徒が受けた給食で、保護者等が負担することとなる金銭又は現物

2 生活保護法第13条の規定による教育扶助受給者には、前項(1)、(2)、(3)及び(6)の費目、同法第12条の規定による生活扶助受給者には(5)の費目については支給しない。

(援助の申請)

第4条 就学援助を受けようとする保護者等は、毎年度教育委員会が定める日までに、「就学援助費受給申請書（以下「申請書」という。）」（様式第1号）に、証明書類等を添えて教育委員会へ提出するものとする。

2 前項による申請があった場合、教育委員会は、教育的立場からの校長の意見に基づき「要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票（以下「世帯票」という。）」（様式第2号）を作成する。

(認定)

第5条 教育委員会は、前条の規定により申請書を受領したときは、世帯票に基づきその内容を審査し、3月末日（ただし、新たに小学校へ入学するものについては、4月末日）までに4月～6月分の認定を終了するものとする。また、7月～3月分については6月の前年所得確定後に再審査・再認定に係る事務を行うものとする。

2 前項による認定の際は、教育委員会は、必要に応じ民生委員や福祉事務所の長の意見を求めることができる。

(認定の通知)

第6条 教育委員会は、認定終了後、世帯票の1部を認定台帳として教育委員会に保管し、残りの1部を校長に送付してその結果を通知する。

2 教育委員会は、要保護及び準要保護児童生徒の個人ごとの支給額（実費を給与するものについては、確定までの予定額）を決定したのち「就学援助費支給計画通知書（以下「支給計画書」という。）（様式第3号）を作成し、これを当該要保護及び準要保護児童生徒の通学する学校の校長に通知するとともに、校長を通じて保護者等に対し、当該保護者等に係る児童生徒が就学援助を受けることとなったことを速やかに連絡する。

(就学援助費の支給方法)

第7条 援助費の支給は、教育委員会が適切な方法により、金銭又は現物で、直接要保護者等に対して行うものとする。

2 前項のほか、校長が要保護者等から受領等について委任を受ける場合、校長は、適切な方法により、金銭又は現物で、直接要保護者等に支給するとともに、委任状を整理保管する。

(援助費及び支給の時期)

第8条 援助費の支給時期は、次によるものとする。

- |                 |  |
|-----------------|--|
| (1) 学用品費等       | 4～6月分7月、7～12月分1月、1～3月分3月                             |
| (2) 校外活動費       | 1・2学期実施分1月、3学期実施分3月                                  |
| (3) 修学旅行費       | 1・2学期実施分1月、3学期実施分3月（ただし、必要に応じて、実施確認後 概算払いをすることができる。） |
| (4) 新入学児童生徒学用品費 | 7月   |
| (5) 学校給食費       | 毎月の学校からの依頼書（様式第5号）に基づき、学校教育課から学校給食センターに公金振替する。       |

(年度中途の認定、取消及び支給停止)

第9条 転入学者若しくは災害等により年度の中途において要保護及び準要保護児童生徒の認定を必要とする者については、第4条、第5条及び第6条の例により、その都度速やかに追加認定等を行うものとする。

また、年度中途において転出又は死亡等により援助を必要としなくなった場合は、認定を取り消すものとし、その旨世帯票を整理する。

認定を受けた児童又は生徒が長期にわたり欠席しているとき、その他教育長が援助

することを適当でないと認めたとき、援助費の支給を停止するものとする。

なお、年度中途の認定、取消又は支給停止を受けた者の認定日、取消日、支給停止日及び支給額は別に定める。

(補助機関)

第10条 給与事務について、教育委員会が校長を補助機関とする場合は、教育委員会及び校長は次の事務を行うものとする。

- (1) 校長は、教育委員会が作成した支給計画書に基づき援助費を支給する。
- (2) 校長は、「修学援助費個人支給明細書」(以下「支給明細書」という。)(様式第4号)を作成し、支給の都度整理する。
- (3) 校長は、給与事務が完了したときは、支給明細書及び証拠書類等を教育委員会へ提出し、その確認を受ける。
- (4) 教育委員会は、給与事務の適正な執行を図るため、校長が行う給与事務について検査を行う。

(証拠書類の整備)

第11条 教育委員会(教育委員会の補助機関としての校長を含む。)は、保護者等又は業者の請求書、受領書及び支給明細書を他の関係書類とともに整理保存する。

(附則)

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成26年9月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。